

(写)

6 三 総 政 第 296 号

令和 6 年 8 月 23 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

### 議案の送付について

令和 6 年第 3 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第34号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第36号 令和 5 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 令和 5 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議案第38号 令和 5 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議案第39号 令和 5 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 議案第40号 令和 5 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 議案第41号 令和 5 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認  
定について

議案第 34 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により被保険者証が廃止されることに伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 35 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 36 号

令和 5 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 37 号

令和 5 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 5 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 38 号

令和 5 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 5 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 39 号

令和 5 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



議案第 40 号

令和 5 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 41 号

令和 5 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 5 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるとともに、令和 5 年度三鷹市下水道事業会計決算を、同法第30条第 4 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝